

保存期間を1年未満とする文書の廃棄に関する公表について

◆ 各年度における廃棄の報告は、以下のとおりです。(防衛装備庁分を含む。)

○令和2年度

- ・ 4～6月期に該当はありません。
- ・ 7～9月期に該当はありません。
- ・ 10～12月期に該当はありません。
- ・ 1～3月期に該当はありません。

○令和3年度

- ・ 4～6月期に該当はありません。
- ・ 7～9月期に該当はありません。
- ・ 10～12月期に該当はありません。
- ・ 1～3月期に該当はありません。

○令和4年度

- ・ 4～6月期に該当はありません。
- ・ 7～9月期に該当はありません。
- ・ 10～12月期に該当はありません。